

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成26年10月1日 No. 757

労働基準情報

岩手

October

10

2014



『実りの秋(平泉町)』 写真：眞 舘 弘 治

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

(全国労働衛生週間スローガン)

〔目次〕

全国労働衛生週間 岩手局長メッセージ	2
死亡労働災害防止推進会議（第2回）開催、 10月は年次有給休暇取得促進期間です	3
労働安全衛生法が改正されます	4
両立支援等助成金のご案内	6
クwestions	7
メンタルヘルスケアの推進 vol.6	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ	10・11

全国労働衛生週間 岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第65回目を迎えました。本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に大きな貢献をしてまいりました。

岩手県内の業務上疾病による被災者数は、平成25年は67人で、平成24年に比べ2人減少したものの長期的に見ると横ばいの状況にあります。

定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合は、平成25年は58.3%と平成24年に比べ0.8ポイント減少したものの依然として全国値を5.3ポイント上回る状況となっております。一方、特殊健康診断の結果は、有機溶剤取扱業務従事者における有所見率は平成22年からほぼ横ばいの状況であり、特定化学物質取扱業務従事者の有所見者は平成22年の0.3%から増加に転じ、平成25年は2.1%となっており、疾病の予防を徹底するため、健康診断及びその後の事後措置の実施が一層重要となっております。

さらに、岩手県における平成25年の自殺者数は373人と、平成24年より20人増加しており、自殺者の4人に1人が労働者であることから、事業場におけるメンタルヘルス対策の取組みも重要となっています。

本年6月には、①化学物質に関するリスクアセスメントの実施、②ストレスチェックの実施、③受動喫煙防止対策等を内容とする労働安全衛生法の一部が改正されたところでもあり、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を図る必要があります。

このような観点から、本年度の全国労働衛生週間は、

「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

をスローガンとして展開されます。



この全国労働衛生週間を契機に、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動が一層推進され、本県の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたしまして、私からのメッセージといたします。

平成26年10月1日

岩手労働局長 弓 信幸

『死亡労働災害防止推進会議(第2回)』開催

主要労働災害防止団体、岩手経済4団体、連合岩手の出席のもと、「死亡労働災害防止強化期間」中の取組報告及び労働災害防止対策の徹底に向けた協力要請が行われました。

岩手労働局は、平成26年3月末までに、県内の労働災害による死亡者数が12人と前年同期比で9人もの増加となっている状況を踏まえ、主要労働災害防止関係団体、岩手経済4団体及び連合岩手（合計13団体）に呼びかけ、4月18日に「死亡労働災害防止推進会議」を開催の上、「死亡労働災害防止強化期間（5月～7月末）」を設定し、これら団体などと協力して、死亡労働災害防止の取組を推進してきました。

しかしながら、県内の労働災害による死亡者数は、同強化期間中の3か月間に4人（5月2人、7月2人）、同強化期間終了後の8月の1か月間では3人と増加傾向に歯止めがかからない状況です。

このため、平成26年9月9日に「死亡労働災害防止推進会議（第2回）」を開催し、

- ① 労働災害の発生状況に関する報告
- ② 「死亡労働災害防止強化期間」の各団体における取組の紹介
- ③ 労働災害防止の徹底に関する要請

を行いました。出席各団体には、労働局長から要請文が直接交付されました。

要請文では、各事業場において、下記取組を徹底するよう求めています。

- 1 経営首脳者が安全について所信を表明するとともに、労働者への周知・啓発を行う。
- 2 朝礼、作業開始前の打合せ等の機会をとらえ、全員参加により、これから行う作業や行動の安全性を確認し、関係者の意思統一、安全意識の高揚を図る。
- 3 雇入れ時、年齢、経験年数、階層、職種別などによる効果的な安全衛生教育を行う。
- 4 安全管理体制と活動状況を見直し、体制の整備と安全活動の活性化を図る。

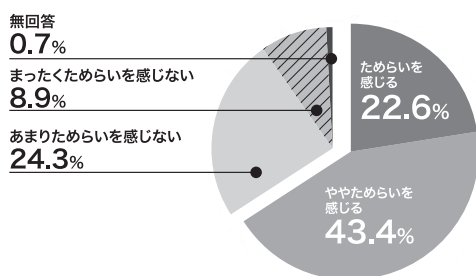
10月は年次有給休暇取得促進期間です。

あなたの会社は、年次有給休暇が取りにくくなっていますか？

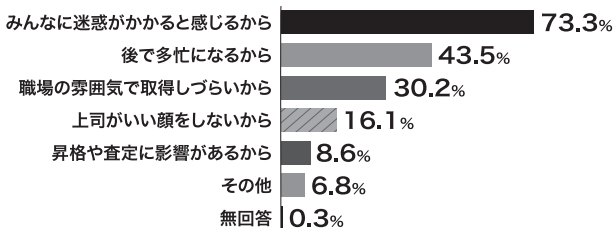
労働者の年次有給休暇の取得へのためらい…

全体の約3分の2の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じています。

◎年次有給休暇の取得へのためらい



◎ためらいを感じる理由(複数回答)



※資料出所：「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査（平成25年）」

休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう。

事業所での具体的な取り組みの一例

1)年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導の下、取得の呼びかけなどによる年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の年次有給休暇に対する意識改革をしましょう。

2)労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度を活用しましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることが出来る制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.6ポイント(平成24年)高くなっています。^{*}この制度を導入することによって年次有給休暇が取り易くなると考えられます。^{*}就労条件総合調査

— 労働安全衛生法が改正されます —

8月号において、労働安全衛生法の改正と改正項目をお知らせしましたが、主な項目の内容の概要をお知らせします。

1. 化学物質のリスクアセスメントの実施

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質^{※1}による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施^{※2}が事業者の義務となります。

【※1】 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質。

【※2】 リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。

⇒ 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務^{※3}があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務^{※4}となります。

【※3】 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

【※4】 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

⇒ 上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

【※】 リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

2. ストレスチェック及び面接指導の実施

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等^{※1}による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）^{※2}を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。

【※1】 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

【※2】 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

⇒ 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者には提供することは禁止されます。

⇒ 検査の結果、一定の要件^{※3}に該当する労働者

から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いが禁止されます。

【※3】 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

⇒ 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置^{※4}を講じることが事業者の義務となります。

【※4】 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。

3. 受動喫煙防止措置の努力義務

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置[※]を講じることが事業者の努力義務となります。

⇒ 室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置[※]を講じることが事業者の努力義務となります。

【※】 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができる制度が導入されます。(計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができます。)

5. 第 88 条第 1 項に基づく届出の廃止

- 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第 88 条第 1 項）が廃止になります。

6. 電動ファン付呼吸用保護具の型式検定

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定・譲渡制限の対象に追加されます。

7. 外国に立地する検査機関の登録

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録ができるようになります。

労働安全衛生法改正の施行スケジュール(予定)

	26年度				27年度		28年度		
	公布	6月25日	9月	12月	4月	6月	12月	4月	6月
計画届（88条1項）の廃止 電動ファン付呼吸用保護具		政令・省令審議会に諮問		H26年12月までに施行					
外国検査・検定機関の登録		政令・省令審議会に諮問		省令審議会に諮問			H27年6月までに施行 ・外国検査・検定機関 ・特別安全衛生改善計画 ・受動喫煙防止		
特別安全衛生改善計画制度の創設				省令審議会に諮問					
受動喫煙防止の努力義務化								H27年12月までに施行	
ストレスチェック制度の創設				省令審議会に諮問					
リスクアセスメントの義務化 ラベル成分削除				省令審議会に諮問					
ラベル対象物拡大 政令改正事項 (H25.12の審議会建議に記載)				省令審議会に諮問				H28年6月までに施行 ・リスクアセスメント ・ラベル	

両立支援等助成金のご案内

岩手労働局雇用均等室では、従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主等に対する助成金や、女性の活躍推進に取り組む事業主に対する助成金の支給を行っています。

概要は次のとおりです。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、運営を行う事業主等にその費用の一部を助成。

助成対象	助成率等
設置費	大企業1/3、中小企業2/3
増築費	大企業1/3、中小企業1/2
運営費	1～5年目：大企業1/2、中小企業2/3

子育て期短時間勤務支援助成金

少なくとも小学校就学前までの子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用者が出た場合等に支給。

企業規模	1人目	2人目以降
中小企業	40万円	15万円
大企業	30万円	10万円

1企業あたり5年間、延べ10人（中小企業は5人）まで

代替要員確保コース

* 中小企業対象

育児休業を終了した労働者を原職等に復帰させる旨の取扱いを就業規則に規定し、休業者の代替要員を確保し、かつ休業取得者を原職に復帰させた場合に支給。

支給対象労働者1名あたり	15万円
--------------	------

1企業あたり5年間、1年度延べ10人まで

期間雇用者継続就業支援コース * 中小企業対象

期間雇用者の育児休業者を原職等に復帰させ、6か月以上継続雇用し、育児休業制度等の内容の理解のための研修を実施した場合等に支給。

育児休業取得者	支給額
1人目	40万円
2～5人目	15万円
正社員として 復職させた場合	1人目：10万円加算 2～5人目：5万円加算

育児休業終了者が平成25年4月1日～平成28年3月31日まで出た場合、対象

ポジティブ・アクション能力アップ助成金

以下に当てはまる事業主に支給

- ・ポジティブ・アクションとして「女性の職域拡大」、「女性の管理職登用等」に向けた取組として、いずれかの数値目標を設定
- ・「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」に数値目標を含む内容または宣言を掲載
- ・「女性の職域拡大」、「女性の管理職登用等」に必要とされる能力を付与する等の一定の研修プログラムを作成
- ・プログラムに沿って研修を実施し、目標を達成など

企業規模	支給額（1企業1回限り）
中小企業	30万円
大企業	15万円

【中小企業事業主の範囲】

この助成金の「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・ 出資の総額	または	常時雇用する 労働者数
小売業 (飲食店含む)	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

助成金の詳細や支給申請についてのお問い合わせは
岩手労働局雇用均等室
 (TEL 019-604-3010)



最低賃金との 比較方法について

Q 岩手県の最低賃金は、平成26年10月4日より時間額665円から678円に上げられますが、支払っている賃金額が、最低賃金額以上になっているかどうかについてのチェック方法を教えてください。

A 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかをチェックするには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額 (678円)

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額 (678円)

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額 (678円)

(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（678円）と比較します。

【事例1：月給制のAさんの場合】

岩手県内の会社で働く労働者Aさんは、月給で、基本給が月100,000円、職務手当が月10,000円、通勤手当が月5,000円支給され、平成26年9月の合計が月115,000円となりました。

なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数が250日、1日の所定労働時間が7時間30分です。

基本給	100,000円	労働時間/日	7時間30分
職務手当	10,000円	年間労働日数	250日
通勤手当	5,000円	岩手県最低賃金	678円
合 計	115,000円		

- (1) Aさんに支給された賃金のうち、通勤手当は算入しないので、
 $115,000円 - 5,000円 = 110,000円$
- (2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
 $110,000円 \div 1 \text{ か月平均所定労働時間} (250日 \times 7.5時間 / 12 \text{ か月}) = 704円 > 678円$
(最低賃金額)
となり、最低賃金額以上となっています。

【事例2：日給制と月給制の組み合わせのBさんの場合】

岩手県内の会社で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり5,000円、各種手当が月給制で、職務手当が月8,200円、通勤手当が月5,000円支給されています。平成26年9月は20日働き、合計が113,200円となりました。

なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数が250日、1日の所定労働時間が8時間です。

基本給(日給)	5,000円		
9月の労働日数	20日	労働時間/日	8時間
職務手当	8,200円	年間労働日数	250日
通勤手当	5,000円	岩手県最低賃金	678円
合 計	113,200円		

- (1) Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、職務手当（月給制）を時間額に換算すると
 $8,200円 \div 1 \text{ か月平均所定労働時間} (250日 \times 8時間 / 12 \text{ か月}) = 49円$
- (2) 基本給（日給制）を時間額に換算すると、
 $5,000円 \div 8時間 / 日 = 625円$
- (3) 上記(1)と(2)を合計すると
 $49円 + 625円 = 674円 < 678円$ (最低賃金額)
となり最低賃金額を下回ることになります。

使用者は、岩手県最低賃金の改正発効日（平成26年10月4日）分から最低賃金額（678円）以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金額を下回ることが分かった場合には、不足額を改正発効日分から遡及して支払って下さい。

詳しくは、岩手労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。



セルフケアシリーズの最後の今回はストレスコーピングのためのスキルを紹介したいと思います。ストレスコーピングの方法は決まっているわけではなく、一人ひとり違っていいものです。いろいろ試しながら、自分にあったものを見つけていってほしいと思います。今回は試すもののひとつと考えていただければと存じます。

ストレスを感じた時に言葉や文章にしてみることで、つまり、誰かに話を聞いてもらうことや文章に書くことで悩みがはっきりしていくことがあります。そうしてストレス発生の原因が明確になったら、まず、どうにか自力で克服することができないか立ち止まって考えてみましょう。例えば、みんなと同じことを一緒に開始したのに、自分だけがうまくいかないようなときはストレスになりますね。そんな時はまず観察です。何が他の人と違うのかをみつけて、次に分析です。問題を明確にして、他の人の力を借りることも考慮しつつ、どうしたらできるようになるのかを考え、再チャレンジをして克服をしていくというものです。人との関係がストレスの原因だったら、自分で自分の背中を押して相手に働きかけることで解決することもあるでしょう。ただ、自力でも相手への働きも効果がないときはストレス因を回避することや逃げるのが一番ですが、職場にストレス因がある場合は回避や逃げることは難しいですね。

そんな時は前号⑤でも触れましたが、受け止め方を変えてみるという方法が有効です。つまり、なるべくストレスと感じないような受け止め方に置き換えるということです。ストレス過多の時は往々にして決めつけや思い込みなど非合理的思考になっている場合があります。例えば会議の席上で一生懸命考え、思い切って自分の意見を言ってみたら、たちど

ころに反対意見を言われてしまった。こんな場合、反対された理由を考える前にあの人は自分のことを嫌っているかもしれないとか、もしかしたら既にみんなでも口裏をあわせているのではないだろうかなど、考えてしまうようなことはないでしょうか。あるいは自分が猫の手も借りたいくらい仕事が溜まってる時、誰かに頼みたい、でも、頼まれた人は迷惑に決まっているだろうとか、頼みたいと言ったら力のないやつだと思われるに違いないというように考えることはないでしょうか。本当にそうなのか、そう思い込んでいるだけなのか、つまり非合理的思考になっていないだろうかと振り返ってみてほしいのです。非合理的思考を合理的思考に置き換えてみることはストレスコーピングとして大きな効果を生むはずです。

ソーシャルサポートについては③でも触れましたが、ストレス因を軽減するときも、受け止め方を変える時も、表面化したストレスを鎮める時も周囲からの支援を得ることは大きな力になります。ですから、自分にとってソーシャルサポートを複数見つけておくということは必ずプラスになります。

ソーシャルサポートにストレスや悩みについて話してみても、問題は解決しなかったが、気が楽になったという人が6割もいたという調査が出ています。(H24厚生労働省労働者健康調査) 私たちは口に出すことでカタルシス効果を得ることができるのです。ただ、同じ調査ですが、女性では100人のうち7人が、男性では100人のうち13人が相談する相手がいないと答えています。こういう方々はなかなかストレスを解決できず、抱え込んでいる可能性もあります。職場でそんな人を見つけたら、声をかけていただきたいなあと思います。

いくつかのストレスコーピングをあげました。記載したものをを行うと必ずうまくいくとは限りませんが、ヒントになるのではないかと思います。是非活用してみてください。

6回にわたり、セルフケアについて記してきました。大切なことはストレスに気づき、ストレスの正体をどう見極めていくかということです。でも、個人の努力だけでは如何ともしがたいことも職場の中にはたくさんあります。つまり、個人のケアだけでは不足とも言えます。ぜひ、一日の3分の1の時間を過ごす労働環境の快適度UP、そして組織そのものの健康のUPも共に考えていただきたいと思います。



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

8月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)山谷産業	矢巾町
大船渡	(株)コウ	大船渡市
大船渡	佐々木塗装店	陸前高田市

支部名	事業所名	所在地
二戸	小野寺商事	九戸村
二戸	富田塗装	久慈市

平成26年10月4日から 岩手県最低賃金が678円に変わります

岩手県内全ての事業場に適用される岩手県最低賃金（現行時間額665円）の改正について、岩手県地方最低賃金審議会（会長 種田 勝）は、岩手県労働局長（弓 信幸）の諮問を受け、中央最低賃金審議会の目安答申、県内の景気動向、賃金の状況等を基に調査審議を重ねてきたところ、8月8日に開催された第3回岩手県地方最低賃金審議会において『時間額678円とする。』旨結審し、岩手県労働局長（弓 信幸）に対して答申を行いました。新しい岩手県最低賃金は、平成26年10月4日から改正発効することとなります。

なお、東北各県の答申状況は次のとおりです。

青森県 時間額 679円
（現行時間額665円）

宮城県 時間額 710円
（現行時間額696円）

秋田県 時間額 679円
（現行時間額665円）

山形県 時間額 680円
（現行時間額665円）

福島県 時間額 689円
（現行時間額675円）

弁護士会、法テラス、社労士会、県労働委員会、労働局合同 労働相談会 <相談無料>

日時：10月5日(日) 10:00～15:00（受付終了 14:00）

会場：アイーナ（受付：8階801会議室）

内容：弁護士、特定社労士、県労働委員会委員などがパワハラ、いじめ・嫌がらせ、解雇、賃金引下げなど労働問題全般の相談をお受けします。

◎完全予約制ではありませんが、できれば事前予約をお願いします。

予約電話番号：0120-610-787（岩手県労働委員会事務局で承っております）

■相談に来られない方はお電話で！

10月5日(日) 9:00～16:00 ☎0120-980-783

携帯電話からは 019-604-3002（岩手県労働局の職員が対応します。）

死 亡 災 害 速 報（8月）

■釜石署 製造業（造船業） 8月4日 男(59) 墜落、転落

船の外周に組み立てられた、わく組足場の解体作業中、高さ7.2mの作業床から墜落した。

■花巻署 運輸交通業（一般貨物自動車運送業） 8月4日 男(43) 飛来、落下

木材（60×60×670cm、重さ1.8t）をクレーンで吊上げトラックに積み込む作業中、吊上げた木材が並べて置いてあった木材に接触し、その木材が崩れ落ちたため、崩れた木材とトラックの荷台に挟まれた。

■宮古署 建設業（道路建設工事業） 8月30日 男(58) 激突

ブル・ドーザーで押土作業中、ブル・ドーザーの運転席から転落し、ブル・ドーザーの履帯に左側腹部を強打した。

講習会のお知らせ

26年12月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習 等	有機溶剤作業主任者技能講習	11/10(月)～11(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,944
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	11/17(月)～18(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,944
	玉掛け技能講習	11/10(月)～12(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	21,600 (一部免除者) 19,440	1,645
		11/11(火)～13(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		11/11(火)～12(水)・14(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		11/25(火)～27(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		11/25(火)～26(水)・28(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	10/14(火)～17(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部	29,160	1,620
		10/17(金)・20(月)～22(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/10(月)～13(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		11/17(月)～20(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	10/20(月)～22(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645
		10/21(火)～23(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/21(火)～22(水)・24(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/22(水)～24(金)	久慈市文化会館アンバーホール	30	二戸支部		
	ガス溶接技能講習	10/10(金)～11(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	9,720	864
		11/7(金)～8(土)	一関職業訓練協会	40	一関支部		
		11/13(木)～14(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	安全衛生推進者養成講習	11/12(水)～13(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,640	1,296
		11/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部		
特 別 教 育	クレーン運転業務特別教育	10/7(火)～8(水)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	8,640 9,720	1,645
		10/24(金)～25(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
		11/14(金)～15(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
		11/19(水)～20(木)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		
		11/20(木)～21(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	アーク溶接等の業務特別教育	11/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	8,640 9,720	1,080
		12/18(木)～19(金)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		12/24(水)～25(木)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
	小型車両系建設機械運転業務 特別教育	10/27(月)～28(火)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	13,284 14,364	1,645
		10/27(月)～28(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		12/8(月)～9(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	11/19(水)	アイ・ドーム	60	一関支部	6,480 7,560	648
	研削といしの取替え等の業務 特別教育	10/11(土)	アイ・ドーム	40	一関支部	5,400 6,480	1,188
		10/14(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
		10/24(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	巻上げ機の運転業務特別教育	11/26(水)～27(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	11,340 14,472	1,030
	粉じん作業特別教育	11/7(火)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	4,320 5,400	648
	動力プレスの金型等の取扱特別教育	12/5(金)～6(土)	(株)東北佐竹製作所	24	花巻支部	6,480 7,560	1,080
その他の	職長教育	10/7(火)～8(水)	アイ・ドーム	50	一関支部	11,880 12,960	864
		11/6(木)～7(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
		11/26(水)～27(木)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部		
	職長・安全衛生責任者教育	12/8(月)～9(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	1,512
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/15(水)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,480 7,560	1,337
	衛生管理者能力向上教育	10/30(木)～31(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	10,800 12,960	2,484 しおり 648
	安全衛生推進者(初任時)能力向上教育	12/10(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,048 7,128	1,944
	有機溶剤作業従事者安全衛生教育	11/20(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,832 6,912	864
	危険予知普及講習会	12/4(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	5,616 6,696	648
		12/11(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	第1種衛生管理者試験準備講習	10/9(木)～10(金)及び 10/15(水)～16(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,960 15,120	6,696

※ 一関支部開催予定の低圧電気取扱業務特別教育(開閉器の操作)講習日程が、平成26年度実施計画表と異なっておりますのでご確認ください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

◆釜石支部事務所移転のご案内◆

平成26年8月25日(月)から下記の住所で業務を行っております。
 移転先住所 〒026-0041 釜石市上中島町2-7-26 サンパルク1階
 電話・FAX番号、メールアドレスに変更はありません。

クイズプレゼント

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●9月号の正解

岩手地方最低賃金審議会は、岩手県最低賃金の改正について調査審議を重ね、労働局長に対し答申を行いました。岩手県内全ての事業所に適用される岩手県最低賃金は、平成26年10月4日から改正発効されますが、金額はいくらでしょうか。

- ① 678円
- ② 679円
- ③ 680円

ヒント 本誌9ページに関連記事

- ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 平成26年10月27日(月)消印有効
- 〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- ②



大槌町の鳥 カモメ

沿岸部や河口、干潟などに生息する。漢字表記は本種の鳴き声に対する当て字で、英語圏ではネコの鳴き声に似ているとされる。

食性は雑食で、主に魚類、動物の死骸などを食べる。

繁殖形態は卵生。集団繁殖地(コロニー)を形成する。沿岸部の岩礁や草原などに巣を作り、卵を産む。生後3年で成鳥羽に生え換わる。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

ほどほどが一番良いと知る加齢

若いうちは何でもかんでも一番にならないと納得できない。齢を重ねるほどにそれ程でもなくなってくる。ほどほどが一番だが、まだ意欲は持っている。

(川柳原生林7月号〈杜若〉竹本よし作品より)

岩手の死亡災害(8月末)

製 造 業	2	(0)
鉱 業	0	(1)
建 設 業	8	(2)
運 輸 交 通 業	2	(0)
林 業	0	(2)
商 業	4	(2)
そ の 他	4	(3)

累 計 20 (10)
() 内は前年同期

編 集	
後 記	

遠く連なる山並みも澄みきった青さと雲の色をいっそう引き立て、パノラマの風景にも、訪れる季節に敏感に反応している様子がうかがわれる。菊の花が豊かにかおり、秋の装いは日に日に色濃くなってくる。

豊かな実りに視覚も嗅覚も刺激され、味覚もとぎすまされ、美味しさに少しの贅沢を味わうことになるだろう。

この時季、産直回りもまた楽しみの一つである。地元の食材に季節を感じながら、買わないと損をするような気がして、皿にのった形や味を想像することなく、とにかく数多くの品物を手に取る。

以前、あるお店に「口福(こうふく)」というメニューがあった。口福とは、「メニューを見て迷う楽しさ」「料理を待つ幸せ」「一皿を味わう喜び」であるとのこと。この「楽しさ」「幸せ」「喜び」を思い出しながら、美味しいものをもっと美味しく食べ、「口福」と心身の「健幸」を実感したいものだ。

発 行 平成26年10月1日
定価 1部 100円
{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発 行 所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 黒 沢 雄 幸